

資金不足比率

平成20年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率は、以下のとおりです。
いずれの指標も経営健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

(単位:%)

簡易水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
-	-	-

※資金不足比率はない(資金不足額がない)

経営健全化基準	20.00
---------	-------

※資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した経営健全化計画を総務大臣、道知事に報告
- ・毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・個別外部監査契約に基づく監査

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

[趣旨] 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

[定義] 資金の不足額(法非適用事業) = [繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高]-解消可能資金不足額

区 分	簡易水道事業会計	下水道事業会計	農業集落排水事業会計
繰上充用額	0	0	0
支払繰延額	0	0	0
事業繰越額	0	0	0
建設改良以外の 地方債現在高	0	0	0
解消可能資金不足額			
資金不足額	0	0	0

※ 資金不足額が生じない場合、解消可能資金不足額の算定は不要

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額を控除する

繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰上げて充用した額
= 形式赤字+(継続費の通次繰越額+繰越明許費繰越額+事故繰越額-未収入特定財源)

※継続費の通次繰越=履行に数年度を要するものについて、その経費の総額及び年割額を予算で定め、数年度にわたって支出できる経費のうち、年度内に支出の終わらなかったもの

※繰越明許費=予算成立後、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができる経費

※事故繰越=避けることができない事故(災害)のために年度内に経費の使用が終わらないもの

支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰延した額

事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

区 分	簡易水道事業会計	下水道事業会計	農業集落排水事業会計
営業収益相当収入額a	81,930	34,125	512
受託工事収益相当収入額b	0	0	0
事業の規模(a-b)	81,930	34,125	512